

厚生労働省及び環境省と同時に発表

平成21年10月27日  
経 済 産 業 省

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」等について

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の3政令が、本日、閣議決定されました。

本3政令は、本年の通常国会で成立した「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)を受けて、第一種特定化学物質及び輸入禁止製品の追加等の措置を講じるためのものです。

## 1. 改正法について

環境サミットにおいて、平成32年(2020年)までにすべての化学物質により人の健康及び環境への影響を最小化する旨の国際合意がなされるなど、化学物質管理の強化が国際的に求められている。

こうした状況を踏まえ、本年の通常国会で「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を改正し、すべての化学物質について、製造又は輸入数量等の届出を新たに義務づけ、国が安全性評価を実施することとした。

## 2. 政令の概要について

(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

本年5月に公布された改正法の施行期日を平成22年4月1日及び平成23年4月1日とする。

(2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

本年5月に化学物質管理の国際条約(ストックホルム条約)の締約国会合において新たに規制対象となった化学物質について、「第一種特定化学物質」として指定し、製造の許可・使用の届出等に係る措置を講じる。

(3) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令

改正法により設けられることとなった「一般化学物質」及び「優先評価化学物質」について、製造又は輸入をする際に届出が必要となる数量

を1トンと定める等の措置を講じる。

### 3. 今後の予定

公 布	平成21年10月30日
施 行	平成22年 4月 1日(2.(2))
	一部、同年5月1日、10月1日に施行。
	平成23年 4月 1日(2.(3))

(本発表資料のお問い合わせ先)  
経済産業省製造産業局化学物質管理課長 福島  
担当者：前田、原  
電 話：03-3501-1511(内線3691)  
03-3501-0605(直通)